

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月28日

【会社名】 株式会社広島銀行

【英訳名】 The Hiroshima Bank,Ltd

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 部 谷 俊 雄

【本店の所在の場所】 広島市中区紙屋町一丁目3番8号
(本店建替えのため一時移転し、実際の業務は下記の場所で行っております)
広島市南区西蟹屋一丁目1番7号

【電話番号】 広島(082)247局5151番

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 横 見 真 一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋二丁目7番19号
株式会社広島銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)6228局7555番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 大 段 茂 樹

【縦覧に供する場所】 株式会社広島銀行松山支店
(松山市南堀端町6番地5)
株式会社広島銀行岡山支店
(岡山市北区磨屋町1番3号)
株式会社広島銀行東京支店
(東京都中央区京橋二丁目7番19号)
株式会社広島銀行大阪支店
(大阪市中央区北浜三丁目2番23号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 東京支店および大阪支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

2019年6月26日開催の当行第108期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

イ．配当財産の割当てに関する事項、およびその種類と総額

当行普通株式1株につき金10円00銭 配当総額 3,123,169,800円

ロ．当該剰余金の配当がその効力を生じる日

2019年6月27日

剰余金の処分に関する事項

イ．増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 19,000,000,000円

ロ．減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 19,000,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として池田晃治、部谷俊雄、廣田亨、小尻泰史、中間克彦、前田昭、尾木朗、住川雅洋、前田香織および三浦惺を選任する。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役として益裕治、武井康年、高橋義則および吉田正子を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	2,475,230個	130,261個	0個	92.42%	可決
第2号議案					
池田 晃治	2,564,318個	35,737個	5,446個	95.75%	可決
部谷 俊雄	2,578,211個	22,311個	4,979個	96.27%	可決
廣田 亨	2,576,121個	29,380個	0個	96.19%	可決
小尻 泰史	2,576,483個	29,018個	0個	96.20%	可決
中間 克彦	2,576,012個	29,489個	0個	96.18%	可決
前田 昭	2,576,555個	28,946個	0個	96.20%	可決
尾木 朗	2,576,540個	28,961個	0個	96.20%	可決
住川 雅洋	2,603,473個	2,028個	0個	97.21%	可決
前田 香織	2,603,566個	1,935個	0個	97.21%	可決
三浦 惺	2,603,408個	2,093個	0個	97.21%	可決
第3号議案					
益 裕治	2,571,411個	34,090個	0個	96.01%	可決
武井 康年	2,439,006個	166,493個	0個	91.07%	可決
高橋 義則	2,339,644個	265,855個	0個	87.36%	可決
吉田 正子	2,159,109個	446,392個	0個	80.62%	可決

(注) 1 第1号議案が可決されるための要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

- 2 第2号議案および第3号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。